

平成 28 年 8 月 30 日 審査会決定

行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号) 第 43 条第 1 項第 5 号の規定により次のいずれかに該当する審査請求は、大阪市行政不服審査会への諮問を要しないものとする。

- 1 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付・不交付及び等級の決定についての審査請求で、次のいずれかに該当する場合
  - ア 審査請求に係る処分をしようとするときに、大阪市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会の議を経て当該処分がされた場合
  - イ 裁決をしようとするときに、大阪市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会の議を経て裁決をしようとする場合
  
- 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付・不交付及び等級の決定についての審査請求で、次のいずれかに該当する場合
  - ア 審査請求に係る処分をしようとするときに、大阪市自立支援医療費(精神通院)支給認定・手帳交付審査委員会の議を経て当該処分がされた場合
  - イ 障害年金の受給を証する書類又は特別障害給付金の受給を証する書類の提出をもって精神障害者保健福祉手帳の交付申請がなされた場合で障害年金及び特別障害給付金で認定された等級をもって当該処分がされた場合